



戸籍・住民票など

戸籍(市民課・各支所地域振興課)

市民課

TEL 0848-67-6175

| どんな届をいつまでに | 届出人 | 届け出に必要な物 |
|---|------------------------|---|
| 出生届 (生まれた日を含め14日以内) | 父、母など | <input checked="" type="checkbox"/> 出生届書 <input checked="" type="checkbox"/> 母子健康手帳 |
| 死亡届 (死亡の事実を知った日から7日以内) | 親族など | <input checked="" type="checkbox"/> 死亡届書 <input checked="" type="checkbox"/> 届出人の印鑑 |
| 婚姻届 (届書を受領した日から効力が発生します。) ※通常は届け出の日 | 結婚する 2人 | <input checked="" type="checkbox"/> 婚姻届書 <input checked="" type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類(マイナンバーカードなど) |
| 離婚届 (届書を受領した日から効力が発生します。) ※通常は届け出の日 ※裁判離婚などの場合は10日以内 | 離婚する 2人 [裁判の申立人] | <input checked="" type="checkbox"/> 離婚届書 <input checked="" type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類(マイナンバーカードなど) ※調停・和解・認諾調書の謄本または審判・判決書の謄本と確定証明書 |

主な死亡後の手続き

- 世帯主の変更
- 各種被保険者証(国民健康保険・介護保険など)の返還
- 葬祭費の請求
- 年金の未支給請求(死亡届)
- 各種手帳(身体障害者手帳・療育手帳など)の返還

▶ 戸籍の届け出は、上記のほか養子縁組届、養子離縁届、入籍届、転籍届などがあります。戸籍の届け出によりマイナンバーカードなどの記載事項に変更が生じるときは、忘れずにご持参ください。



戸籍・住民票など

住所などの変更の手続き(市民課・各支所地域振興課)

市民課

TEL 0848-67-6047

| どんな届をいつまでに | 届出人 | 届け出に必要なもの |
|-----------------------------------|-----------------------------|---|
| 転入届・転居届 (異動があった日から14日以内) | 本人、世帯主など (代理人の場合、委任状が必要) | <input checked="" type="checkbox"/> マイナンバーカード(持っている人のみ) |
| 世帯変更届 | | <input checked="" type="checkbox"/> 各種被保険者証(国民健康保険、介護保険など) |
| 転出届(郵送可) (転出の前または転出した日から14日以内) | | <input checked="" type="checkbox"/> 各種医療受給者証(乳幼児等医療など) |
| | | <input checked="" type="checkbox"/> 各種手帳(身体障害者手帳、療育手帳など) |
| | | <input checked="" type="checkbox"/> 転出証明書(転出証明書の交付を受けた人の転入届のみ) |
| | | <input checked="" type="checkbox"/> 住民基本台帳カード(持っている人のみ) |
| | | <input checked="" type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など) |
| | | ※外国人住民の場合、在留カードまたは特別永住者証明書(外国人登録証) |

外国人登録制度廃止に伴い住民基本台帳法の一部が改正され、住所の変更時には、短期滞在者を除く外国人住民も日本人と同様に住民異動届が必要になりました。

(以下は広告スペースです)

有限会社 ファーストエコノス

FIRST ECONOS Co., Ltd

FIRST ECONOS

遺品整理

産業廃棄物

自宅のお片付け

リサイクル

一般廃棄物処理

不要品の処分・買取

三原市高坂町許山162-1

TEL.0848-66-3635

E-mail f.econos@green.megaegg.ne.jp

見積無料

■一般廃棄物収集運搬業(許可番号第3号) ■産業廃棄物収集運搬業(許可番号第03406185917号) ■古物商許可証 広島県公安委員会(第73119200024号)

「くらしのガイドを見た!」ですべての工事が10%OFF!!

がいこくじんじゅうみん かた

外国人住民の方へ



がいこくじんじゅうみん かた む
外国人住民の方へ向けた
「がいこくじん せいかつ
外国人のための生活ガイドブック」
があります。

けいえいきかくか
問 経営企画課

☎0848-67-6270



📖 関連の手続きもお忘れなく

関連手続き

- ・国民健康保険 ▶P43
 - ・介護保険 ▶P50
 - ・国民年金 ▶P46
 - ・印鑑登録 ▶P38
 - ・小中学校の転校手続き ▶P74
 - ・後期高齢者医療 ▶P44
 - ・身体障害者手帳・療育手帳・
精神障害者保健福祉手帳 ▶P53～54
 - ・児童手当 ▶P66
 - ・児童扶養手当 ▶P66
 - ・ひとり親家庭等医療費助成 ▶P67
 - ・母子健康手帳 ▶P62
 - ・パスポート(旅券) ▶P39
 - ・水道 ▶P81～82
 - ・原動機付自転車・小型特殊自動車 ▶P41
 - ・乳幼児等医療費助成 ▶P67
 - ・飼い犬の異動手続き ▶P86
- ※詳しくは担当課に確認してください。

引っ越しワンポイントアドバイス

ほとんどすべての引っ越し手続きに印鑑や本人確認書類が必要なため、いつも用意していると良いでしょう。手続き先の担当部署に電話連絡して、事前に手順や必要な物を確認してから出掛けるとスムーズに手続きできます。

チェック項目

- | | |
|--|--------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> 公共料金の銀行口座振替の停止 | ▶取引銀行 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 電気・ガス・水道会社への連絡 | ▶各社営業所 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 電話の移転・新設・新規加入 | ▶NTT |
| <input checked="" type="checkbox"/> 新聞の解約・精算 | ▶新聞販売店 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 郵便物の転送 | ▶旧住所の所轄郵便局 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 家賃・電気・ガス・水道の精算 | ▶管理人や所轄営業所 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 電気・ガス・水道の開・閉栓 | ▶各営業所の担当者へ |
| <input checked="" type="checkbox"/> 自動車の登録変更 | ▶引っ越し先の陸運事務所 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 各種保険の住所 | ▶保険会社・共済組合 |
- ※最近では、インターネットサイトを利用して手続きできる場合が増えていきます。



戸籍・住民票など

各種証明書の発行(市民課・各支所地域振興課)

市民課

TEL 0848-67-6047

窓口では、個人情報の保護を徹底するため、交付申請時に本人確認を実施しています。また、事前に登録した人の住民票の写し等が第三者に交付された場合、その事実をお知らせする「三原市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」の受付をしています。

本人確認書類一覧表(有効期限内で住所が記載されているものは住民登録されている住所)

| | 分類1(写真付き) | 分類2 | 分類3 |
|---------|--|---|---|
| 証明書類の名称 | <input checked="" type="checkbox"/> マイナンバーカード <input checked="" type="checkbox"/> 運転免許証 <input checked="" type="checkbox"/> パスポート(旅券) <input checked="" type="checkbox"/> 国または地方公共団体の機関が発行した免許証など | <input checked="" type="checkbox"/> 各健康保険被保険者証 <input checked="" type="checkbox"/> 年金手帳または各種年金証書 <input checked="" type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 など | <input checked="" type="checkbox"/> 学生証 <input checked="" type="checkbox"/> 法人発行の本人確認書類 <input checked="" type="checkbox"/> 分類1以外の国または地方公共団体の機関が発行した資格証明書 |
| 必要数 | 上記の内1点で確認 | 上記の内2点以上で確認 | 上記の証明書のみでは不可。分類2との組み合わせで確認 |

戸籍・住民票関係の発行

税関係の証明書 ▶P42

| 証明書の種類 | 手数料 | 申請に必要なもの | 発行可能な場所 |
|--------------|---------|---|-------------------|
| 住民票の写し | 1通 200円 | ・本人の場合 <input checked="" type="checkbox"/> 本人確認書類 ・代理人の場合 <input checked="" type="checkbox"/> 委任状 <input checked="" type="checkbox"/> 代理人の本人確認書類 | 市民課 本郷・久井・大和支所 |
| 住民票記載事項証明書 | 1通 200円 | | |
| 戸籍全部・個人事項証明書 | 1通 450円 | | |
| 除籍全部・個人事項証明書 | 1通 750円 | | |
| 改製原戸籍謄・抄本 | 1通 750円 | | |
| 戸籍記載事項証明書 | 1通 350円 | | |
| 戸籍の附票 | 1通 200円 | | |
| 身分証明書 | 1通 200円 | <input checked="" type="checkbox"/> 申請者の本人確認書類 | |
| 改葬許可証 | 無料 | | |

証明書の請求

各種証明書の請求には、本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、保険証など、本人または代理人が本人であることが確認できる書類)の提示が必要です。

| 項目 | 概要 |
|-------------|---|
| 郵送での証明書請求 | 住民票の写し、戸籍全部・個人事項証明書、戸籍の附票などは郵送で請求できます。郵送請求する場合は、書面に必要事項(住所、本籍、必要な人、必要な理由など)を記入し、手数料分の郵便局発行の定額小為替と返信用の封筒・切手、本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、保険証など、本人または代理人が本人であることが確認できる書類。※パスポート不可)の写しを同封してください。 |
| 広域交付住民票 | ・住所が三原市でない人でも住民票をとることができます。本籍地・筆頭者は記載できません。 ・本人または世帯員が請求できます。本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなどの顔写真付きの本人であることが確認できる書類)が必要です。 |
| コンビニでの証明書請求 | マイナンバーカードを使用してコンビニエンスストアなどの各店舗内に設置されているキオスク端末(マルチコピー機)で、住民票などの証明書を取得できるサービスを実施しています。取得できる証明書は、住民票の写しや住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、戸籍全部・個人事項証明書、戸籍の附票、課税台帳記載事項証明書で、手数料は窓口と変わりません。 利用時間 戸籍全部・個人事項証明書、戸籍の附票は平日の9:00~17:00まで それ以外の証明は6:30~23:00まで ※ともに、年末年始(12月29日~1月3日)、施設・機器の点検整備日を除く |

戸籍・住民票など

印鑑登録・印鑑登録証明書の交付(市民課・各支所地域振興課)

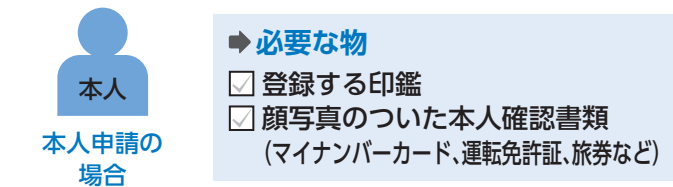
市民課

TEL 0848-67-6047

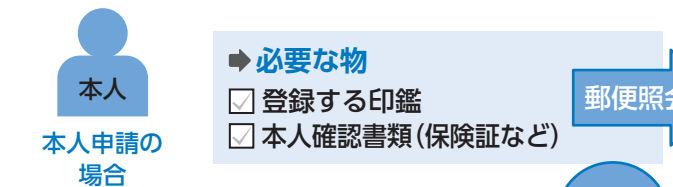
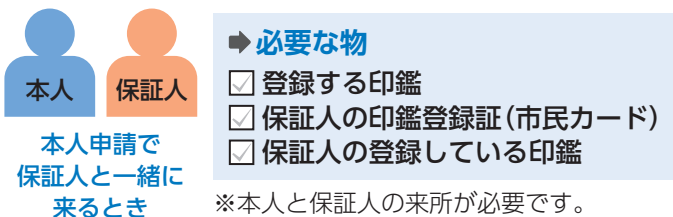
満15歳以上で住民登録をしている人が、1人につき1本だけ登録できます。転出、氏名変更などがあった場合、失効します。

印鑑登録の流れ

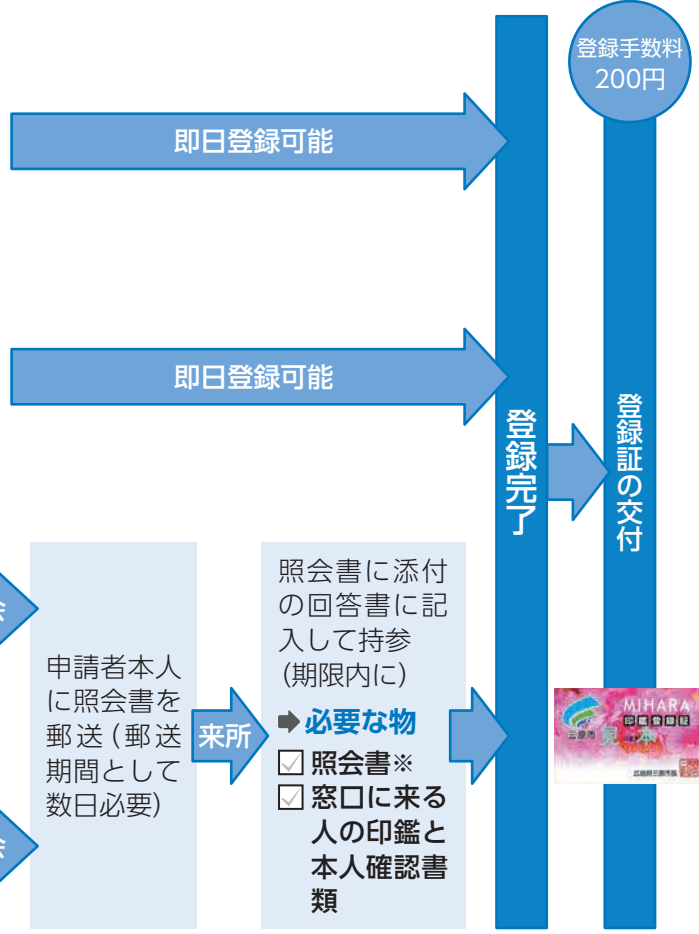
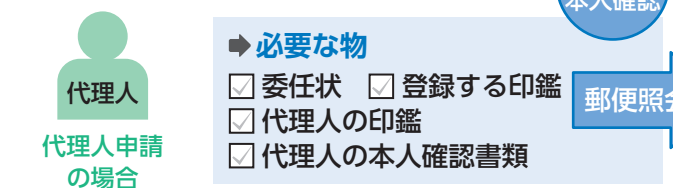
- 顔写真の付いた本人確認書類があるとき



- 顔写真の付いた本人確認書類がないとき



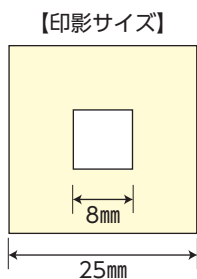
- 代理人が申請するとき



※代理人が来所の場合は照会書に添付の「代理権授与通知書」に本人による記入・押印が必要

次のような印鑑は登録できません

- ・同一世帯の人が既に登録しているもの
- ・住民基本台帳に記載されている氏名以外を表しているもの
- ・ゴム印など変化しやすいもの
- ・印影の大きさが一辺の長さ8mmの正方形に収まってしまうもの、一辺の長さ25mmの正方形に収まりきらないもの
- ・印影が不鮮明なもの(外枠がない、すり減っている、文字が切れている)
- ・その他、登録することが適当でないもの



印鑑登録証明書の窓口での発行

本人 本人の場合 → マイナンバーカード等の顔写真付き本人確認書類を提示の場合は印鑑登録カードの提示は省略できます。

代理人 代理人の場合 → ※委任状は不要

➡ **必要な物**

- 印鑑登録カード

発行手数料 200円

(注) 登録した日付によりデザインは異なります。

⚠️ 実印・印鑑登録証の紛失、盗難に気付いたら

市民課

TEL 0848-67-6047

悪用される危険性があります。盗難、紛失に気付いたらすぐに「印鑑登録証亡失届」を出しましょう。



戸籍・住民票など

パスポート(旅券)の申請および交付(市民課のみ)

市民課

TEL 0848-67-6047

パスポートには有効期間が10年と5年の2種類あります。

受付窓口
本庁のみ



有効期間10年

※申請時に18歳以上の人のみ申請可能。



有効期間5年

※申請時に18歳未満の人は、5年のパスポートのみ申請可能。

申請

新規申請

➡ 必要な物

- 一般旅券発給申請書
- 戸籍謄本(6カ月以内のもの)
- 写真1枚(6カ月以内に写されたパスポートサイズのもの。ふちなし、無帽、無背景で規格にあったもの)
- 本人確認書類

更新
切り替え

➡ 必要な物

- 一般旅券発給申請書
- 戸籍謄本(本籍、氏名に変更がある場合のみ)(6カ月以内のもの)
- 残存有効期間が1年未満のパスポート
- 写真1枚(6カ月以内に写されたパスポートサイズのもの。ふちなし、無帽、無背景で規格にあったもの)

申請日より
8営業日
以降

交付



受け取りができるのは年齢に関係なく本人のみです。

➡ **必要な物** 受領証 手数料

■手数料

| | 10年旅券 | 5年旅券 | |
|------|---------|---------|--------|
| | | 12歳以上 | 12歳未満 |
| 収入印紙 | 14,000円 | 9,000円 | 4,000円 |
| 現金 | 2,000円 | 2,000円 | 2,000円 |
| 合計 | 16,000円 | 11,000円 | 6,000円 |



宇根山家族旅行村

テントなどで宿泊できるオートキャンプサイト、複数グループでの利用に最適なビッグオートキャンプサイト、バーベキューなどができるバーベキューサイトがあります。

- 📍 久井町吉田 10385番地4
- ☎️ 【利用可能日】 0847-32-7891 (家族旅行村管理棟)
【それ以外】 080-8230-8701 (宇根山活性化グループ)
- 📅 【利用日】 4月～11月の土・日曜日、祝日、夏休み期間中の金曜日
- 💰 ビッグオートキャンプサイト……………1泊 7,700円
オートキャンプサイト(電源あり)……………1泊 3,300円
オートキャンプサイト(電源なし)……………1泊 2,140円
バーベキューサイト……………1区画1日 1,070円

自然・遊び



市が交付する本人確認書類(市民課・各支所地域振興課)

市民課

TEL 0848-67-6047

マイナンバーカード(個人番号カード)

「マイナンバーカード」とは、顔写真付きのICカードで、申請により希望者に交付されます。社会保障や税関係などの行政手続きを行う際の番号確認および本人確認のための公的な証明書となります。

手続きの方法

「マイナンバーカード」の取得を希望する方は、通知カードと共に届いた「個人番号カード交付申請書」に必要事項を記入し、顔写真(縦4.5cm×横3.5cm)を貼って、同封されている返信用封筒に入れて郵送してください。また、スマートフォンなどでも申請できます。

後日、交付通知書(はがき)が自宅に届いたら、はがきに記載されている必要な物を用意して指定された交付窓口でカードを受け取ってください。

※個人番号カード申請書を持っていない人は市民課に問い合わせてください。

有効期間 発行日から10回目の誕生日まで。(18歳未満の人は5回目の誕生日まで)

手数料 ・初回は無料 ・紛失などによる再発行は800円(電子証明書付は1,000円)

公的個人認証サービス(電子証明書)

公的個人認証サービスとは、オンラインでの行政手続きを安全に行うために用いられる本人確認の手段です。

「電子証明書」と呼ばれるデータを外部から読み取られるおそれのないマイナンバーカードに記録することで利用できるようになります。電子証明書には、「署名用電子証明書」と「利用者証明用電子証明書」の2種類あります。

手続きの方法

公的個人認証サービス(電子証明書)を利用するにはマイナンバーカードの交付を受けてください。(初回手数料は無料)

有効期間 発行日から5回目の誕生日まで。ただし、署名用電子証明書は住所、氏名などに変更があった場合自動的に失効します。

手数料 ・初回は無料 ・紛失などによる再発行は200円

署名用電子証明書: インターネットなどで電子文書を作成・送信する際に利用します。(例 e-Tax給付金申請などの電子申請)。「作成・送信した電子文書が、利用者が作成した真正なものであり、利用者が送信したものであること」を証明することができます。

利用者証明用電子証明書: インターネットサイトやコンビニなどのキオスク端末などにログインする際に利用します。(例 マイナポータルへのログイン)。「ログインした人が、利用者本人であること」を証明することができます。

特別永住者証明書

入管特例法が改正され、特別永住者には「外国人登録証明書」に代わり「特別永住者証明書」が交付されます。

申請に必要な物

- パスポート ※持っている人
- 写真1枚(縦40mm、横30mm) ※16歳未満は不要
- 外国人登録証明書

